



薬生食基発 0618 第 3 号
令和 2 年 6 月 18 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

第 9 版食品添加物公定書追補 1 の作成について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の規定に基づき、食品添加物公定書（第9版追補1）を作成し、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/kouteisho9e.html）において公表したことをお知らせいたします。

別紙の要点を参照の上、関係者への周知及び貴管内事業者に対する適切な御指導をよろしく申し上げます。

1 C 試薬・試液等中の主な改正事項

- (1) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和元年厚生労働省告示第 48 号）第 1 条により、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）中、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されたことに伴い、別記第 1 の 1 の項目について所要の改正を行った。
- (2) 成分規格の追加に伴い、別記第 1 の 2 の試薬・試液及び別記第 1 の 3 の参照赤外吸収スペクトルの追加を行った。
- (3) アルゴンの成分規格設定に伴い、12. 計量器を新たに追加した。

2 D 成分規格・保存基準各条中の主な改正事項

- (1) 別記第 2 の 1 の成分規格を新たに収載した。
- (2) 別記第 2 の 2 の成分規格の改正を行った。

3 E 製造基準中の主な改正事項

既存添加物名簿の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 42 号）により、「香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）」が既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）から消除されたことに伴い、所要の改正を行った。

4 F 使用基準中の主な改正事項

- (1) 別記第 3 の 1 の使用基準を新たに収載した。
- (2) 別記第 3 の 2 の使用基準の改正を行った。

第1 試薬・試液等

1 「日本工業規格」を「日本産業規格」と改正した項目

前文	
1. 試薬・試液	シリカゲル
6. 温度計	
7. ろ紙	定性分析用ろ紙
7. ろ紙	定量分析用ろ紙
7. ろ紙	クロマトグラフィー用ろ紙
7. ろ紙	メンブランフィルター
8. ろ過器	ガラスろ過器
9. ふるい	
10. 検知管式ガス測定器	
12. 計量器	

2 新たに収載した試薬・試液

アセトン（脱水）
アルゴン
イソマルトース
塩化マグネシウム試薬（1 mol/L）
酵素活性測定用D（-）-フルクトース
ジブチルアミン
ジブチルアミン・トルエン試薬（1 mol/L）
重水素化アセトン
硝酸（微量金属測定用）
炭酸ジメチル
定量用プロピコナゾール
デキストラン（分子量 150000）
D（+）-プシコース
<i>tert</i> -ブチルメチルエーテル
D（-）-フルクトース、酵素活性測定用
プロピコナゾール、定量用
3-ペンタノン

3 新たに収載した参照赤外吸収スペクトル

イソブチルアミン
イソプロピルアミン
二炭酸ジメチル
<i>sec</i> -ブチルアミン
プロピコナゾール
プロピルアミン
ヘキシルアミン
ペンチルアミン
2-メチルブチルアミン

第2 成分規格・保存基準各条

1 新たに収載した成分規格

アルゴン
イソブチルアミン
イソプロピルアミン
イソマルトデキストラナーゼ
カキ色素
二炭酸ジメチル
プシコースエピメラーゼ
<i>sec</i> -ブチルアミン
プロピコナゾール
プロピルアミン
ヘキシルアミン
ペンチルアミン
2-メチルブチルアミン

2 改正した成分規格

エンジュ抽出物
β -ガラクトシダーゼ
次亜臭素酸水
<i>d</i> l- α -トコフェロール
フルクトシルトランスフェラーゼ

第3 使用基準

1 新たに収載した使用基準

イソブチルアミン
イソプロピルアミン
二炭酸ジメチル
<i>sec</i> -ブチルアミン
プロピコナゾール
プロピルアミン
ヘキシルアミン
ペンチルアミン
2-メチルブチルアミン

2 改正した使用基準

亜セレン酸ナトリウム
グルコン酸亜鉛
グルコン酸銅
ビオチン
フルジオキシソニル
硫酸亜鉛
硫酸アルミニウムアンモニウム
硫酸アルミニウムカリウム
硫酸銅